

新型コロナウイルス感染に伴う臨時休校等の基準

1 基準

(1) 学級閉鎖

1人でも感染が明らかになれば、保健所による調査が完了するまで、原則当該学級を閉鎖する。(調査期間に登校していないことが確認できた場合を除く)

調査の結果、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合は、5～7日程度を目安に学級閉鎖を継続する。

(2) 学年閉鎖

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、学年を閉鎖する。

(3) 臨時休校

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、市教育委員会と協議の上、臨時休校とする。

保育所、こども園及び児童くらは開所を原則とし、保健所による調査に基づき、検査対象やそれにかかる日数を踏まえ、市教育委員会と協議の上、特別保育の実施あるいは休所とする。

2 留意事項

- ① 保健所と連携を図り、学校園の対応について協議する。
- ② 教職員の感染が確認された場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ③ 1つの学級や学年等において出席停止の人数が多くなり、教育活動に支障が出る可能性がある場合は、市教育委員会と協議の上、必要に応じて個別に対策を講じる。
- ④ 学校関係者(園児児童生徒・教職員等)の感染が確認された場合は、個人が特定されないように配慮した上で、当該学校の保護者のみに公表する。
※ 調査期間に登校していないことが事前に確認されている場合は公表しない。
- ⑤ 校内で感染が広がっている場合(クラスターの発生等)は、個人が特定されないように配慮した上で公表する。
- ⑥ 部活動については、本基準に準じる。